

## 農地集積加速化事業（農地集積等交付金）実施要領

### （趣旨）

第1 農家の高齢化や後継者不足を背景に、今後、急速な農家の減少が予測されることから、農地を遊休化させず担い手となる農業者等へ引き継いでいくとともに、土地利用型農業等を中心として規模拡大とコスト削減による稼げる農業を確立することが急務となっている。

このため、地域の農地所有者とその利用者による話し合い活動に基づいて、認定農業者や地域営農組織等の担い手へ農地を集積しながら、地域の農業を維持・発展させる取組を推進していく必要がある。

本事業は、上記のような地域ぐるみの徹底した話し合いにより定める今後の地域農業の中心となる担い手（以下「担い手」という。）に対し、農地集積等に取り組む地区を県又は市町村が指定し、交付金による重点的な支援を行うことで、担い手への農地集積のさらなる加速化を図る。

### （事業の内容）

第2 県は重点地区及び樹園地地区、市町村は集積促進地区を指定し、当該3地区において担い手への農地集積等を推進する取組を行う事業実施主体に対し次の交付金を交付する。

（1）集落活動等支援交付金

（2）合意形成交付金

（3）農地集積交付金

2 重点地区、集積促進地区及び樹園地地区の指定及び交付金の内容については、別紙に定めるところによる。

### （事業の構成）

第3 県は、予算の範囲内において、事業実施に必要な経費を熊本県担い手育成総合支援協議会（以下「県担い手協議会」という。）に交付金として交付する。

2 県担い手協議会は、事業実施主体からの申請に基づき、市町村担い手育成総合支援協議会（以下「市町村担い手協議会」という。）若しくは市町村農業再生協議会（以下「市町村再生協議会」という。）又は市町村を經由して事業実施主体に交付する。

### （交付金の管理及び運営）

第4 県担い手協議会は、特別会計を設けて本事業に関する会計を区分するとともに、業務方法書等を定め、交付金を適正に管理運営しなければならない。

2 県担い手協議会は、交付金の振込手数料等の事務を適正に執行する上で必要となる最小限の経費については、交付金と合わせて県に申請することができる。

### （事業実施）

第5 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助金等の交付申請)

第6 要項第6条第2項の規定により補助金の交付申請を行うときに添付する事業計画書は、別記第1号様式とする。

(補助金等の変更申請)

第7 要項第8条第2項の規定により補助金の変更申請を行うときに添付する事業変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

(実績報告)

第8 要項第13条第2項の事業実績書は、別記第2号様式とする。

(その他)

第9 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附則

本要領は、平成24年7月25日から施行する。

本要領は、平成25年2月27日から施行する。

本要領は、平成26年4月1日から施行する。

本要領は、平成27年5月28日から施行する。

本要領は、平成28年5月31日から施行する。

(別紙)

## 農地集積加速化事業（農地集積等交付金）の内容

### 第1 重点地区、集積促進地区及び樹園地地区の指定

#### 1 重点地区

- (1) 県は、農地の所有者、利用者等による徹底的な話し合いが行われ、今後5年から10年程度における担い手や集積する農地の明確化、地域農業の目指す姿の方向付け、継続的な話し合い体制の整備、担い手への農地の集積のあり方、新たな営農体制の確立等について、地域ぐるみの取組が行われると見込まれる地区を「重点地区」として指定する。
- (2) 前項の指定は、あらかじめ各広域本部及び各地域振興局が、市町村、JA、農業委員会等関係機関の意見を踏まえて選定した候補地区の中から、農林水産部長が行う。
- (3) 平成28年度以降の新たな重点地区の指定は行わない。

#### 2 集積促進地区

- (1) 市町村は、集落等での話し合い等により、担い手への農地集積への機運が高まっており、今後の徹底的な話し合いにより、今後概ね5年間において担い手への集積率8割超を目指す集落等を「集積促進地区」として指定する。
- (2) 前項の指定は、あらかじめ市町村が、JA、農業委員会、各広域本部及び各地域振興局等関係機関の意見を踏まえて候補地区を選定し、県主管課と協議を行ったうえで行う。
- (3) (1)の指定は、平成28年度から31年度の各年度、県予算の範囲内において行う。

#### 3 樹園地地区

- (1) 県は、果樹地区において、農地の所有者、利用者等による徹底的な話し合いが行われ、今後概ね5年間における担い手、集積する農地の明確化や園地整備等を考慮のうえ、地域農業の目指す姿への達成に向けて、地域ぐるみの取組が行われると見込まれる地区を「樹園地地区」として指定する。
- (2) 前項の指定は、あらかじめ各広域本部及び各地域振興局が、市町村、JA、農業委員会等関係機関の意見を踏まえて選定した候補地区の中から、農林水産部長が行う。
- (3) (1)の指定は、平成28年度から29年度の各年度、県予算の範囲内において行う。

### 第2 交付金の内容

#### 1 集落活動等支援交付金

##### (1) 趣旨

集積促進地区又は樹園地地区において、今後の担い手や集積する農地の明確化、地域農業の目指す姿等について話し合い、農地の利用調整等を継続的に行う体制整備と担い手への農地集積を推進する計画の策定を行う活動に対して、交付金を交付する。

##### (2) 事業実施主体（交付対象者）

農家代表等を構成員とする組織（事業推進委員会）

##### (3) 交付要件

代表者等を定めた規約を有する組織であること。

##### (4) 交付対象経費

集積促進地区又は樹園地地区の農地の所有者と利用者による農地の利用調整を行う組織（以下「営農改善組合」という。）を設立し、2（1）の「地域営農・農地集積計画」を策定するため、地区内の合意形成のために行う打合せ会議、情報収集等の活動に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役員費、使用料、賃借料等）であって、集積促進地区又は樹園地地区の指定を受けた年度内にかかるものとする。

(5) 交付額等

事業実施主体の活動に必要な額を交付する。ただし、1組織当たり30万円を上限とし、千円未満は切り捨てる。

2 合意形成交付金

(1) 趣旨

重点地区、集積促進地区又は樹園地地区において、営農改善組合が、おおむね5年後における担い手や集積する農地の明確化、地域農業の目指す姿等を明確にした「地域営農・農地集積計画」（以下「集積計画」という。）を策定した場合に、集積計画に参画した農家等の計画対象区域内の経営面積に応じた交付金を交付する。

なお、集積計画は、原則として重点地区、集積促進地区又は樹園地地区指定を受けた年度内に策定するものとする。ただし、新たな担い手や集積する農地の追加などが生じた場合は、変更することができるものとする。

(2) 事業実施主体（交付対象者）

営農改善組合

(3) 交付要件

次のすべての事項に該当すること。

ア 集積計画の内容について、農地の所有者・利用者の合意がなされていること。

イ 別添「参考様式」に定める項目をすべて含む計画であること。

ウ 集積計画に定める担い手への集積率（以下、「集積率」という。）については、指定地区ごとに下記のとおりであること。

(ア) 重点地区：集積計画の策定時点の集積率より5ポイント以上増加する計画であること。

(イ) 集積促進地区：集積率が下記の割合等を目指す計画であること。

a 集積計画の策定時点の集積率が5割未満：

集積率が、5割以上かつ15ポイント以上増加する計画であること。

b 集積計画の策定時点の集積率が5割以上8割未満：

集積率が、8割以上かつ10ポイント以上増加する計画であること。

c 集積計画の策定時点の集積率が8割以上：

集積率が、原則、5ポイント以上増加する計画であること。

(ウ) 樹園地地区：集積計画の策定時点の集積率より5ポイント以上増加し、かつ農地の団地化を有する計画であること。

エ 代表者等を定めた規約を有する組織であること。

(4) 交付単価

5千円／10a

(5) 交付額等

集積計画の対象範囲内における集積計画に参画した農家等の経営面積に、(4)の交付

単価を乗じた額とする。ただし、当該集積計画についての交付は1回限り行うものとし、重点地区及び集積促進地区は1組織当たり200万円を上限（千円未満は切捨て）、樹園地地区は1組織当たり125万円を上限（千円未満は切捨て）とする。

なお、この場合の経営面積とは自己所有地、借入地及び特定農作業受託地の合計面積とする（貸出地及び特定農作業委託地は除く。）。

#### (6) 交付金の返還

集積計画に定めた目標年において、農地の集積面積の増加実績が目標の5割に満たない場合は、合意形成交付金の返還を求める場合がある。

### 3 農地集積交付金

#### (1) 重点地区

##### ア 趣旨

集積計画に基づき担い手への新たな農地の売買、貸借、特定農作業受委託（以下「権利移動等」という。）又は地域営農組織（営農（農作物の生産や機械利用等）の共同化に取り組む組織であって、規約及び代表者の定めを有し、生産物の共同販売経理を行う組織をいう。）の新設等により集積がなされた場合に、重点地区に指定された年度を含めた4カ年度の間（以下「交付対象期間」という。）に、2の（2）の事業実施主体（交付対象者）に対し、次により交付する。

なお、交付金は、原則として権利移動等又は地域営農組織の新設等が実施された年度に交付するものとするが、当該年度に交付できなかった場合は、交付対象期間内であれば翌年度以降も交付することができる。

##### (ア) 担い手への権利移動等による集積

###### a 交付要件

次のすべての事項に該当すること。

- (a) 集積計画に定められた担い手（地域営農組織を除く。）への権利移動等（担い手の耕作地を面的に集積することを目的とした借入地等の交換も含む。）が、同計画策定後になされていること。ただし、集積計画策定前の権利移動等であっても、作付けの都合等やむを得ない場合であって、重点地区指定日以降であればこの限りでないこととし、この場合の交付申請は、集積計画を策定した年度において、合意形成交付金の交付申請と併せて行うものとする。
- (b) 農地の権利移動等については、契約書などの書面で確認できるものであること。
- (c) 期間借地の場合は、貸借の期間が3ヶ月以上の場合であること。
- (d) 原則として、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を介した権利移動等であること。
- (e) 地域営農組織の構成員への権利の移動等の場合は、面的集積の場合を除き、地域営農組織として生産・販売する作物の作付けを目的としたものではないこと。

###### b 交付単価

2万円/10a

###### c 交付額等

aの交付要件を満たす権利移動等の合計面積に、bの交付単価を乗じた額とする。

ただし、同一の農地に対する交付は一回のみ行うものとし、1組織当たり400万円を上限（千円未満は切捨て）として、交付対象期間の権利移動等の実績に応じ複数回に分けて交付を行うことができるものとする。

(イ) 地域営農組織新設等による集積

a 交付要件等

次のいずれかの事項に該当すること。

(a) 集積計画の策定日後に集積計画に基づき地域営農組織が新設され、その経営面積や活動内容が書面により確認できること。

この場合の経営面積とは、地域営農組織の構成員の自己所有地と借入地のうち、当該組織として生産及び共同販売経理を行う農地又は地域営農組織が特定農作業受託契約を締結した農地の合計面積とする。ただし、集積計画の策定前に地域営農組織が新設された場合であっても、事業の推進上必要な場合であっても、重点地区指定日以降の設立であれば交付対象とすることとし、この場合の交付申請は、集積計画を策定した年度において、合意形成交付金の交付申請と併せて行うものとする。

(b) 重点地区指定時に既に存在する地域営農組織が、集積計画に基づき、新たに構成員を加え、その経営面積や活動内容が書面により確認できること。

(c) 重点地区指定時に既に存在する地域営農組織が、集積計画に基づき、当該組織の構成員でない者から新たに特定農作業受託契約を締結したこと。

(d) 地域営農組織の構成員が、集積計画策定日以降、当該組織の構成員でない者から農地の売渡及び貸付を受けた場合であって、地域営農組織として生産・販売する作物の作付けを行う場合であること。

b 交付単価

1万5千円／10a

c 交付額等

aの交付要件を満たす農地の合計面積に、bの交付単価を乗じた額とする。ただし、同一の農地に対する交付は一回のみ行うものとし、1組織当たり600万円を上限（千円未満は切捨て）として、交付対象期間の特定農作業受託等の実績に応じ複数回に分けて交付を行うことができるものとする。

(2) 集積促進地区

ア 趣旨

集積計画に基づき担い手への新たな農地の売買、貸借（以下「権利移動」という。）による集積がなされた場合に、集積促進地区に指定された年度を含めた3カ年度の間（以下「集積促進地区の交付対象期間」という。）に、2の(2)の事業実施主体（交付対象者）に対し、次により交付する。

なお、交付金は、原則として権利移動が実施された年度に交付するものとするが、当該年度に交付できなかった場合は、集積促進地区の交付対象期間内であれば翌年度以降も交付することができる。

イ 交付要件

次のすべての事項に該当すること。

(ア) 集積計画に定められた担い手への権利移動（担い手の耕作地を面的に集積するこ

とを目的とした借入地等の交換や地域営農組織の法人化に伴う権利移動を含む。)が、同計画策定後になされていること。ただし、集積計画策定前の権利移動であっても、作付けの都合等やむを得ない場合であって、集積促進地区指定日以降であればこの限りでないこととし、この場合の交付申請は、集積計画を策定した年度において、合意形成交付金の交付申請と併せて行うものとする。

(イ) 農地の権利移動については、契約書などの書面で確認できるものであること。

(ウ) 原則として、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を介した権利移動であること。

(エ) 機構集積協力金交付事業（農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知））における機構集積協力金の交付を受けた（交付を受ける見込みも含む）農地でないこと。

#### ウ 交付単価

2万円／10a

#### エ 交付額等

イの交付要件を満たす権利移動の合計面積に、ウの交付単価を乗じた額とする。ただし、同一の農地に対する交付は一回のみ行うものとし、1組織当たり1,000万円を上限（千円未満は切捨て）として、集積促進地区の交付対象期間の権利移動の実績に応じ複数回に分けて交付を行うことができるものとする。

### (3) 樹園地地区

#### ア 趣旨

集積計画に基づき担い手への新たな農地の売買、貸借（以下「権利移動」という。）がなされた場合に、樹園地地区に指定された年度を含めた3カ年度の間（以下「樹園地地区の交付対象期間」という。）に、2の(2)の事業実施主体（交付対象者）に対し、次により交付する。

なお、交付金は、原則として権利移動が実施された年度に交付するものとするが、当該年度に交付できなかった場合は、樹園地地区の交付対象期間内であれば翌年度以降も交付することができる。

#### イ 交付要件

次のすべての事項に該当すること。

(ア) 集積計画に定められた果樹栽培を目的とした担い手への権利移動（担い手の耕作地を面的に集積することを目的とした借入地等の交換も含む。）が、同計画策定後になされていること。ただし、集積計画策定前の権利移動であっても、栽培管理の都合等やむを得ない場合であって、樹園地地区指定日以降であればこの限りでないこととし、この場合の交付申請は、集積計画を策定した年度において、合意形成交付金の交付申請と併せて行うものとする。

(イ) 農地の権利移動については、契約書などの書面で確認できるものであること。

(ウ) 原則として、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を介した権利移動であること。

#### ウ 交付単価

4万円／10a

#### エ 交付額等

イの交付要件を満たす権利移動等の合計面積に、ウの交付単価を乗じた額とする。  
ただし、同一の農地に対する交付は一回のみ行うものとし、1組織当たり200万円  
を上限（千円未満は切捨て）として、樹園地地区の交付対象期間の権利移動の実績に  
応じ複数回に分けて交付を行うことができるものとする。



別記第1号様式

平成 年度 農地集積加速化事業（農地集積等交付金）事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業内容及び事業量（計画）

（単位：円）

地区名	市町村名	事業内容及び事業量	交付金に係る事業に 要する経費	負担区分	
				県交付金	その他
		(1) 集落活動等支援交付金			
		(2) 合意形成交付金			
		(3) 農地集積交付金			
		(4) 交付事務費			
合 計					

3 事業完了予定年月日

別記第2号様式

平成 年度 農地集積加速化事業（農地集積等交付金）事業実績書

1 事業の目的

2 事業内容及び事業量（実績）

（単位：円）

地区名	市町村名	事業内容及び事業量	交付金に係る事業に 要した経費	負担区分	
				県交付金	その他
		(1) 集落活動等支援交付金  (2) 合意形成交付金  (3) 農地集積交付金  (4) 交付事務費			
合 計					

3 事業完了年月日

参考様式

# 地域営農・農地集積計画

## 〇〇地区営農改善組合

市町村名	指定地区名 (指定年度: )	集落／地域名	当初作成年月日	更新年月日(1回目)	更新年月日(2回目)

# 1 地区農業の概要

(地区の位置、関係集落名、住民の構成(非農家の多少など)、農業の特徴、問題点や課題などについて記入)

## (1) 地区内の農地状況(平成〇年)

(単位:ha)

区分	農地面積※	うち農用地区域	左記のうち本計画参画農家の経営面積
田			
畑			
樹園地			
計			

※集積率の分母となる面積

## (2) 地区内の農家戸数の動向 (農林業センサス等による)

(単位:戸)

	総農家	販売農家		自給的農家	認定農業者
		専業	兼業		
H22					
H27					

## (3) 本計画の参画農家の概要

(単位:戸)

農家数	経営主の年齢構成	左のうち			農業法人
		認定農業者	自給的農家	入作者	
	・40才未満 :				
	・40才~60才未満 :		(推定)		
	・60才~70才未満 :				
	・70才以上 :				

# 2 地区農業の現状の課題と維持・発展に向けた課題

担い手	課題	
	方向性	
作物及び生産性	課題	
	方向性	
農業機械の保有等	課題	
	方向性	
農地及び農業用施設	課題	
	方向性	



## 5 担い手等の見通し ※現状:〇〇年度(計画作成年) 計画:〇〇年度(概ね5年後)

担い手(※1)農家戸数		地域営農組織(※2)数		農地所有適格法人数		その他(受託組織等)	
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画

※1:認定農業者(見込み含む)等、地域の中心となる経営体

※2:協業経営体

### ●地域営農組織の新設計画

設立予定年度	組織の概要(構成員、経営面積等)

### ●受託組織、地域営農組織の法人化計画(組織を経ない法人化を含む)

設立予定年度	前身組織名	組織の概要(構成員、経営面積等)

## 6 担い手への農地集積計画

(単位:ha)

担い手の区分	現状 〔平成〇〇年度〕 (①農地面積〇〇ha)	計画 〔平成〇〇年度〕 (②農地面積〇〇ha)	増加面積の内訳					
			売買	貸借	特定農作業 受委託	その他	地域営農組織 構成員増	計
認定農業者等 (地域営農組織以外)								
地域営農組織								
③合計								
集積率	③/①(%)	③/②(%)						

注)・認定農業者等は、認定農業者(見込み含む)等、地域の中心となる経営体の自己所有地、借入地、特定農作業受託等の合計面積を記入する。

・地域営農組織は、組織としての作付面積と特定農作業受託等の合計面積を記入する。

・計画年における集積率は、合意形成交付金の交付要件を満たす計画であること。

・小数点第1位まで記載(小数点第2位切捨て)

## 7 今後の地域農業の担い手(中心経営体)について

※現状:〇〇年度(計画作成年)

計画:〇〇年度(概ね5年後)

### (1)担い手(中心経営体)

経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		計画達成に向けた具体的方策	備考 (注)
				経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)		
	才	名			ha		ha		
	才	名			ha		ha		
	才	名			ha		ha		
	才	名			ha		ha		
	才	名			ha		ha		
	才	名			ha		ha		
	才	名			ha		ha		

注:担い手個人が、地域営農組織の構成員である場合は、備考欄に地域営農組織名を記入すること。

(2) 地域の中心となる経営体以外の農業者

※現状：〇〇年度(計画作成年) 計画：〇〇年度(概ね5年後)

ア 農地の提供等により地域の中心となる経営体と連携する農業者

農地の提供等により 連携する農業者 (氏名)	年齢	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		備考 (今後の役割等)
		経営内容 (作目)	経営規模の合 計(ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合 計(ha、頭数等)	
	才		ha		ha	
	才		ha		ha	
	才		ha		ha	
	才		ha		ha	
	才		ha		ha	

イ その他の農業者の状況

経営内容(作目)ごとの経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考
経営体	ha		
経営体	ha		
経営体	ha		
経営体	ha		
経営体	ha		

(3) 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者のあり方)		
取組事項	対応	コメント
複 合 化		
6 次 産 業 化		
高 付 加 価 値 化		
新 規 就 農 の 促 進		
そ の 他 [ ]		



(4) 地域の中心となる経営体等に対する農地の集積計画表(工程表) ※現状:〇〇年度(計画作成年) 計画:〇〇年度(概ね5年後)

中心経営体(個別)				左記の経営体に対して計画年までに貸付等が予定されている農地														
経営体 (氏名) ※1	担い手 ※2	番号① (A-〇) ※3	地目	地名、番地、大字、 字、集落番号	番号② (B-〇) ※3	所有者等	担い手 ※2	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	作物名		貸付等の区分(m <sup>2</sup> )				貸付等の 予定年度	機構集積 協力金の 交付(予定 含む)※4	備考
										現況 (平成〇年)	計画 (平成〇年)	貸付	作業 委託	売渡	特定作 業 委託			

- ※1 地域営農組織の構成員の場合は、氏名の下に地域営農組織名及び組織として栽培する作物名を記入すること。
- ※1 地域営農組織の構成員であって、面的集積を目的とする場合は、備考欄に「面的集積」と記入すること。
- ※2 「担い手」欄には、農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)別表1に定義される「担い手」の場合は、“〇”を記載
- ※3 番号①、番号②については、それぞれ「A-〇」「B-〇」のように、初番1から連番で記載(例:A-1, A-2, A-3, ……)
- ※4 集積促進地区:地域集積協力金の交付対象(交付予定を含む)である場合は、“〇”を記載
- ※5 集積促進地区:地域営農組織への特定農作業委託から、当該組織を前身とした法人への権利移動(売買、貸借)については、備考欄に「権利変更」と記載
- ※5 樹園地地区:貸借等により団地化する場合は、番号①、番号②の示す農地の備考欄に団地番号を記載(例:団地①)

中心経営体(地域営農組織)		計画年までに左記の地域営農組織の経営農地となることが予定されている農地									
組織名 (代表者名)	経営概要	所有者等	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	作物名		作業内 容	面積 (m <sup>2</sup> )	委託予 定 年度	備考 (該当要件)	
					現況 (平成〇年)	計画 (平成〇年)					

- ※新たに地域営農組織の構成員となる場合は、備考欄に「新規加入」と記入すること。
- ※新たに特定農作業委託を行う場合は、備考欄に「特定農作業委託」と記入すること。
- ※地域営農組織の構成員への権利の移動等の場合は、「構成員への移動」と記入すること。

(上記以外の農地の情報) [可能な範囲で記載してください] ※5年後以降の貸付候補地等

地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	面積 (m <sup>2</sup> )	農地の状態	将来的な農地利用計画

【 添付資料 】

- ・地区内の農地利用計画図(現況、計画)
- ※農地情報システム(GIS)による出力(印刷したもの又は電子データ)を原則とし、必要に応じ市販の地図や土地改良事業に関する図面等でも可

## 8 主な農業用機械の整理・合理化計画

※現状:〇〇年度(計画作成年)

計画:〇〇年度(概ね5年後)

種類	現状 (平成〇〇年度)		計画 (平成〇〇年度)		整理・合理化の取り組み方針・内容等
	規格等	台(基)数	規格等	台(基)数	

※「規格等」欄には、トラクター:PS、田植機:条、コンバイン:条、乾燥機:石、スピードスプレーヤー:ℓ など単位と一緒に記載

## 9 土地基盤及び農業用施設整備計画

区分	現状 (平成〇〇年度)	計画 (平成〇〇年度)	整備等の内容、活用事業(予定)等
土地基盤			
農業用施設 (施設名: )			

【別紙】経営体別経営耕地面積一覧(※合意形成交付金の算出基礎)

※現状:〇〇年度(計画作成年) 計画:〇〇年度(概ね5年後)

【計画策定に参画した人】  
=計画に係る同意書に署名した人

重点地区等内の農地のみ

アンケート及び個別面談、受け手間調整を反映(考慮)し記載

単位:㎡

NO	氏名	現状(平成〇〇年度)									計画(平成〇〇年度)												
		経営耕地面積								計	特定作業 受託面積	合計①	経営耕地面積								計	特定作業 受託面積	合計②
		田		畑		樹園地		計	田				畑	樹園地	計	田	畑	樹園地					
		自作地	借入地	自作地	借入地	自作地	借入地												自作地	借入地			
1	A								0		0							0		0			
2	B								0		0							0		0			
3	C								0		0							0		0			
4	D								0		0							0		0			
5	E								0		0							0		0			
6	F								0		0							0		0			
7	G								0		0							0		0			
8	H								0		0							0		0			
9	I								0		0							0		0			
10	J								0		0							0		0			
11	K								0		0							0		0			
12	L								0		0							0		0			
13	M								0		0							0		0			
14	N								0		0							0		0			
15	O								0		0							0		0			
16	P								0		0							0		0			
17	Q								0		0							0		0			
18	R								0		0							0		0			
19	S								0		0							0		0			
20	T								0		0							0		0			
計		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

※担い手(中心経営体)はセルを着色する。

※上記の「担い手(中心経営体)」は、7(1)の「担い手(中心経営体)」と同じであること。

※「合計①」欄と「合計②」欄は、原則、一致すること。

※地域営農組織(任意)については、農家の複合体とみなし、参加農家の個々について記入。

